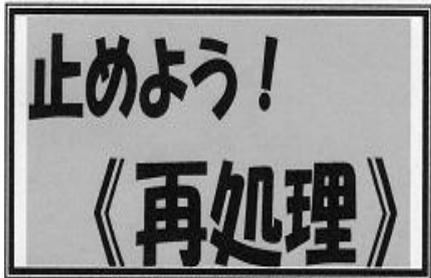


三陸の海を放射能から守る
岩手の会 (略称) **三陸の海・岩手の会**
 郵便振替 02240-5-102650
 ホームページ 《再処理/岩手の環境》
<http://sanriku.my.coocan.jp/>
 《本紙の全バックナンバー掲載》



《**天恵の海**》
 2017平成29)年
 2月14日
 第174号
 編集事務局 S.Oshida
 TEL・FAX 019-623-1636

審査申請が出された **六ヶ所再処理工場** 政府担当者
 市民



重大事故対策 全く不備!
 住民避難計画はどうなっているのか

再処理関連省庁担当者との意見交換会 院内集会報告②

非常時の核燃料の移送先未定
 事故時の安全のための移送先あるのか

■規制庁 プールの水の漏洩や水位低下について放射線遮へいや水の補給などで対策している。火山事象について災害発生の可能性は低い。(移送先、言及せず)
 □岩手の会 今の答は納得出来ない。約三〇〇〇トの使用済み核燃料プールの使用済み核燃料プールについて、非常時移送先がないという事は大変危険なことである。

工場蓄積の放射能

使用済み核燃料と高レベル廃液のセシウム137とストロンチウム90の量はいくらか?
 ■経産省 核燃料について測定データはない。高レベル廃液については企業の運転情報であり非公開である。
 □岩手の会 アクティブ

試験で使用済み核燃料を四二五ト切り刻んだのだがその濃度データ(セシウム137とストロンチウム90)がない。また、出来た高レベル廃液やガラス固化体中の放射能データもない、あるいは公表出来ないとの答。何のためにアクティブ試験を行なったのか?

◆規制庁 福島4号炉の教訓からプールの堅牢性は十分確保する。

◇豊かな三陸の海を守る会 海に流す放射能データについて日本原燃に行つて聞いたら国策だから国に聞いてくれと言われた。

◇市民から データの公表が出来ない法的根拠があるのか?
 ◆経産省 法的根拠はない。事業者の判断である。

避難計画はたった五ヶ所内

周辺自治体の避難計画は、予防的防護措置準備区域(PAZ)は「なし」。緊急時防護措置準備区域(UPZ)は「五ヶ所」という原燃案を規制基準として承認した理由はなにか?

■規制庁 外部専門家による「六ヶ所工場ハザード評価」をもとに規制委員会専門家チームの評価によって「PAZ」はなし、「UPZ」は五ヶ所内とした。

原燃放射能が少ない誤報?

◇市民側(岩手の会) 避難区域が原発より狭い。最近のマスコミ記事に「再処理工場の蓄積放射能は原発より少ない」と書かれていた。規制庁もそう思っているのか?

◆規制庁 そのような議論はしていない。

◇岩手の会 重大事故はシミュレーションを公表して、住民避難の計画を立てる。原燃の「ハザード評価」とは、

3・11事故前の、事業計画時のものだと思う。六ヶ所工場には「重大事故シミュレーション」はないということか。

◇市民から 避難準備がたった五ヶ所内というのには常識では考えられない。ロシア・マヤーク再処理工場の事故では三〇〇ヶ所先までスト

ロンチウム90で汚染された。
 ◇市民(岩手) 日本は山道が多く、逃げるにしても五ヶ所がせいぜい。平原の多いロシアやヨーロッパとは異なる。

◇市民(青森県) 三〇年前科学技術庁の担当者は「工場は全然危なくない。事故などあり得ない」と青森県内を宣伝して歩いた。それが今は「避難計画」を立てている。

緊急時の基準とは?

◇市民(岩手の会) 規制委員会が新基準として決めた「再処理工場大規模損壊時のUPZの放射線量」を教えてください。
 ◆原子力規制庁 現在、詳細は把握していない。

◇市民(岩手の会) 損壊時の放射線量も把握しないで、避難計画が立てられるのか?
海を汚染させるな

トリチウムやクリプトン85の環境放出はやめてほしい。

■規制庁、経産省 原子炉等規制法により再処理工場からの気体、排水

の放射能濃度を排出形態に応じて規制値を設け、事業者から報告を受けている。

核種ごとの環境基準をくれ
環境の核種毎の放射性物質規制値を法令化するべきだ

■環境省 環境基準についてICRPなどの規制方法を参考に検討している。「原子炉等規制法」による発生源規制で十分であると考え、「大気汚染防止法」等の

ような、核種毎の放射性物質の規制値は必要ないと考えている。

◇岩手の会 結局トリチウム、クリプトンは全量放出となる。六ヶ所工場事業計画では、除去装置の設計図があった。出来ないわけではない。環境法を改正したのに「放射能核種ごと環境基準」を決めないのは全くおかしい。

◇市民 映画プロデューサーをやっている。英国原子力公社は一九八五年に再処理周辺の三万九〇〇〇人の疫学調査を行ったが、前立腺がんが全国平均値の八・八四倍であった。トリチ

ウムを出す再処理はやってはダメだ。

◇豊かな三陸の海を守る会 土壌汚染対策法から「放射性物質は除く」をそのままにする理由は何か？

◆環境省 除くと決めただけではなく、去年まで「検討中」でこれから結論を出す。

原燃報告への疑念

原燃報告への疑念がある。一つはトリチウムモニタリング、もう一つはガラス固化体と廃液中のセシウム137量の収支に矛盾がある、どうしてか？

■原子力規制庁 モニタリングについては、原子炉等規制法により再処理工場の海洋放出口付近で定期的に測定している。ガラス固化については洗浄作業で絶えず高レベル廃液が作られていて、規定通りと判断している。

◇岩手の会 トリチウムが、六ヶ所工場の海洋放出口付近からは検出されず、近接する東北電力東通原発付近の海からは三回も検出された。

また、六ヶ所工場のガラス固化報告では、二〇一三年から一五年にかけてガラス固化体が二五本作られたのに、高レベル放射性廃液の貯蔵量が約二〇二立方メートルから二二三立方メートルに増えた。

そして、その廃液のセシウム137の放射能量は減らず、二年経つても五二〇ペタベクレルと全く同じ値であった。このようなことはありえない。疑わしい報告だ。

◇岩手の会 アクティブ試験第五ステップの報告書はだされたのか。試験全体の評価は？

◆原子力規制庁 「ガラス固化試験報告書」が提出されたが、再処理新基準による「適合審査」が優先開始され、ガラス固化報告書は審査していない。「アクティブ試験終了報告書」が審査されるが、確定しているわけではない。

再処理の深層防護

原発の「コア・キャッチャー」にあたる重大事故時の最後の防護があるのか。

■原子力規制庁 高レベル廃液が多量、連鎖的

に事故に見舞われた場合を想定し、例えば、大容量泡放出装置など放射能抑制装置など考えたい。

◇岩手の会 結局六ヶ所工場にも、東海工場にも重大事故発生時の最終的安全装置「コア・キャッチャー」に相当するものはないということか。無いなら、撤退するしかない。

基準地震動値

基準地震動七〇〇ガルでは安全と言えない

■原子力規制庁 岩手宮城地震の「四〇二二ガル」は地表での測定値であり、六ヶ所工場の基準地震動はより深い「固い岩盤」での値である。単純比較出来ない。

◇岩手の会 四〇二二ガルの時その地下の固い岩盤での値はいくらだったのか？

石油備蓄基地の火事

石油備蓄基地が火災のとき延焼しないか？

■原子力規制庁 石油基地や森林火災について防火壁など十分な体制にある。

◇岩手の会 高圧電線

の被覆など大丈夫か？

高レベル放射性廃液をゼロとせよ

東海再処理工場は高レベル廃液を一二年半かけてゼロとする計画を立てた。六ヶ所工場もゼロをめざし、全てガラス固化せよ。

■原子力規制庁 工場の稼働をめざす六ヶ所工場の運営計画には「廃液ゼロ」の規定はない。

落雷事故対策

一昨年夏の落雷事故の経験をもとに生かしたのか

■原子力規制庁落雷事故の復旧時間は蒸発乾燥固までには十分間に合う作業手順である。過去に発生した落雷事象から避雷は二七〇キアンペアで妥当である。報告書確認審査を続け施設点検を十分行った。

原子力非常事態宣言発令中

◇市民（青森）から 原発事故時に出された「原子力災害緊急事態宣言」は解除されたのか。

◆原子力規制庁 解除されていない。



水めがね

再処理施設安全審査意見交換会の記事を動画を再生しながらまとめた。正確で簡略な記事にするのに苦心した。◆意見交換会は国会議員会館会議室で行われたが、本当は、六ヶ所工場や東海工場の見えるような場所であればもっと問題の本質に迫れると思う。そんな意味で本号冒頭のような組み合わせ写真を作ってみた。総理大臣も国会議員も再処理工場をもっと訪れるべきだ。◆それにしても再処理工場の安全問題は実に深刻な問題である。六ヶ所再処理工場の高レベル放射性廃液は約二〇二立方メートル、セシウム137で推定し約五二〇ペタベクレル（2013年）。東海再処理工場にも約三九四立方メートルあり、そのガラス固化にはあと十二年半かかるという。この間に大事故の危険はないのか。◆日本のプルトニウム保有について米政府筋には核拡散の観点から危惧を抱いている人々が多数いるという。再処理工場はプルトニウムを製造する工場である。使い道はプルサーマル発電と言うが原爆にも転用出来る（向）